

令和 5 年 8 月 9 日

保護者の皆様

ののみちこども園

園長 橋本 篤典

※ 台風 7 号の影響により非常処置をとる可能性があります。今一度ご確認ください。

特別・暴風・大雨・洪水・大雪等の非常変災及び その 他の緊迫事態における非常措置について

特別・暴風・大雨・洪水・大雪等の非常変災、その他の緊迫事態の発生により園児の登降園に危険があると予想される場合、臨時休園その他の非常措置をとる場合があります。

つきましては、下記の要項をよくお読みいただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

1 「特別警報」「暴風警報」の発令時における措置

- ・ 午前 7 時において「特別警報」「暴風警報」発令中の場合 ⇒ **臨時休園とします。**
- ・ 午前 7 時までに「特別警報」「暴風警報」が解除された場合、十分、安全を確認していただいた後、登園してください。
- ・ 登園後「特別警報」「暴風警報」が発令された場合 ⇒ 状況によっては、降園時刻の繰り上げ措置をとることがあります。

2 その他の警報(大雨・洪水・大雪)

- ・ 登園前 ⇒ 臨時休園、保育開始時刻の繰り下げ等の措置が必要になった場合は、メールにてお知らせします。
- ・ 登園後 ⇒ 降園時刻の繰り上げ等の措置が必要な事態となった場合は、諸状況を勘案の上、適切な指示及び指導をメールにてお知らせします。